

JA TSUKUBASHI YATABE REPORT 2026

つくば市谷田部農業協同組合の現況のご報告



J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
JAつくば市谷田部は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「JA TSUKUBASHI YATABE REPORT 2026」を作成いたしました。
皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月
つくば市谷田部農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

令和8年1月31日現在

◇設 立	昭和37年6月
◇本所所在地	つくば市谷田部
◇出 資 金	14億円
◇総 資 産	592億円
◇単体自己資本比率	14.57%
◇組合員数	3,670人
◇役員数	28人
◇職員数	82人
◇支店・営農センター数	3箇所

目 次

	ページ
基礎資料編	
経営理念	2
経営方針	3
経営管理体制	4
事業の概況(令和7年度)	5
農業振興活動	6
地域貢献情報	7
リスク管理の状況	9
自己資本の状況	14
系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)	15
事業のご案内	16
JAの概況・組織	
機構図	20
役員構成	21
店舗等のご案内	22
特定信用事業代理業者の状況	22
会計監査人の名称	22
経営資料編	
決算の状況	24
貸借対照表	24
損益計算書	26
注記表	28
剰余金処分計算書(損失処理計算書)	48
財務諸表の正確性等にかかる確認	50
会計監査人の監査	50
損益の状況	
最近の5事業年度の主要な経営指標	51
利益総括表	52
資金運用収支の内訳	53
受取・支払利息の増減額	54
経営諸指標	
利益率	55
貯貸率・貯証率	55
各事業の実績	
信用事業	57
自己資本の充実の状況編	
自己資本の構成に関する事項	68
自己資本の充実度に関する事項	70
信用リスクに関する事項	74
信用リスク削減手法に関する事項	82
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
証券化エクスポージャーに関する事項	85
CVAリスクに関する事項	86
マーケット・リスクに関する事項	86
オペレーショナル・リスクに関する事項	86
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	87
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	89
金利リスクに関する事項	90

目 次

ページ

連結情報編

グループの概況

グループの事業系統図	94
子会社等の状況	94
連結事業概況	95
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	95
連結貸借対照表	96
連結損益計算書	98
連結注記表	100
連結剰余金計算書	129
農協法に基づく開示債権	129
連結事業年度の事業別経常収益等	130

連結自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項	132
自己資本の充実度に関する事項	134
信用リスクに関する事項	138
信用リスク削減手法に関する事項	144
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	147
証券化エクスポージャーに関する事項	147
CVAリスクに関する事項	148
マーケット・リスクに関する事項	148
オペレーショナル・リスクに関する事項	148
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	149
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	150
金利リスクに関する事項	151

法定開示項目掲載ページ一覧

152

基礎資料編

経営理念

- JAつくば市谷田部は人を大切にします。
人とは組合員・利用者・地域の人々・役職員のことであり、お互いに人を思いやる優しい心・助け合う心・協同の心を育み、人と人の絆を大切にします。
- JAつくば市谷田部は自然を大切にします。
農業を通じて水・緑を守り、美しい地球の環境を次世代に残していくために自然を大切にします。
- JAつくば市谷田部は社会の発展に貢献します。
JAは地域の人々と共生・共存しています。安心して暮らせる明るい社会づくりと地域の環境や文化・健康・福祉に貢献します。
- JAつくば市谷田部は豊かな暮らしの実現に貢献します。
JAの持つ機能を最大限に発揮し、ニーズに合った事業・サービスを提供し豊かな暮らしの実現に貢献します。

経営方針

◇農業:「農業者の所得増大」

JA・農業者を取り巻く環境は、組合員の高齢化や少子化の進展による耕作放棄地の増加、TPP問題に起因する様々な課題等により、極めて厳しい状況にあります。

それらを踏まえ、JAは自ら自己改革を行い、農業者の所得向上に向け、次の事を通じ、積極的支援に取り組みます。

- ・地域を支える多様な担い手の確保と経営力強化
- ・所得増大に向けた生産力強化
- ・所得増大に向けた販売力強化

◇地域・くらし:「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」

協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき、協同組合運動の普及・拡大に努めます。

それらを踏まえ、JAではこれまで通り総合事業経営を継続し、強みを生かした自己改革に取り組みます。

- ・JAくらしの活動による地域貢献活動の展開
- ・女性・青年農業者の活躍促進

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況(令和7年度)

◇ 経営環境と令和7年度の業況・事業実績・損益状況の概要

農協改革をはじめとする規制改革により、農業者・JAを取り巻く情勢がますます厳しさを増す中で、組合員・地域の皆様から指名される組織を目指し自己改革に全力で取り組み、事業を行ってまいりました。

その結果、事業総利益2億5,960万円となりましたが、保有する有価証券のうち低利回りの有価証券を売却したことにより、経常損失3億8,719万円、当期損失金3億1,046万円となりました。計上することが出来ました。以上のこと等から算出した、自己資本比率は14.57%(JAバンク基準8%以上)と極めて高い水準になっており、財務において万全な内容となりました。

◇ 決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

組合員及び地域の皆様が安心してご利用できるように、リスク管理・コンプライアンス(法令遵守)の徹底をはかり、内部管理体制の強化に努めて参りました。

自己改革につきましては、「農業者の所得増大」、「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」、「農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化」を掲げ、この実現に向け自己改革を実践します。令和5年度においても皆様からのご意見・ご要望をもとに組合員ニーズ、地域からの期待、消費者の動向等を考慮しつつ、健全経営を維持し、役職員一丸となって自己改革に取り組んで参ります。

◇ 令和7年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

資産は組合員への貸出金や信連へ預けている預金など592億3,594万円、負債は皆様からお預かりしている貯金など567億8,190万円となりました。

損益の状況

事業総利益2億5,960万円、経常損失3億8,719万円、当期損失金3億1,046万円を計上することとなりました。

主要業務別実績

- ・信用事業は貯金残高が559億6,497万円、貸出金は88億4,524万円となりました。
- ・共済事業は長期共済新契約高29億8,639万円となりました。
- ・購買事業は生産資材の供給高が8億8,981万円、生活物資では2億7,247万円となりました。
- ・販売事業は米5億4,007万円、芝6,380万円、産直部会で11億7,112万円、直売所1億1,730万円、畜産4,746万円など、合計19億2,897万円の実績となりました。

◇ 業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守の徹底やより健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様が安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

農業振興活動

◇農作業体験を通じて、農業の魅力を発信

当JAの生産者は、パルシステム茨城 栃木と「畑の学校」「田んぼの学校」「きのこの学校」を実施し、同生協組合員が農作業を体験しました。

参加者が定植した農作物を、自ら収穫することにより、農業を身近に感じてもらうと共に、農業の魅力を発信しました。



◇谷田部産米「にじのきらめき」をPR



当JAの有機稲作研究部会はパルシステム主催の商品展示会でコシヒカリに代わる新品種「にじのきらめき」のPR活動を行いました。

展示会では、生産者より炊き立てのお米の試食を来場者に促し、近年大きな問題となっている高温障害対策として開発された「にじのきらめき」の特徴を説明し、消費拡大に取り組みました。

地域貢献情報

◇ 社会貢献活動(社会的責任)

当JAが管轄しているつくば市では、家庭の経済的な状況に左右されず、子ども達が安心して学べる社会を創ることを目的に、「つくばこどもの青い羽根基金」を開設しています。JAでは、地域住民を支援するために、寄付と谷田部産コシヒカリを贈呈しました。寄付は、市内のみんなの食堂の運営等に活用されています。

◇ 地域貢献情報

□全般に関する事項

当JAは、茨城県南部つくば市の一部(旧谷田部町)を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

組合員全戸訪問活動等を通じた「担い手との対話」を原点とし、組合員の意思反映から農業者の所得増大、地域住民が安心して暮らせる豊かな地域社会の確立を目指し、地域になくてはならないJAであり続けるために、今後も自己改革に取り組んでまいります。

□地域からの資金調達状況

(単位:千円)

	令和7年1月末	令和8年1月末
組合員	49,063,656	47,451,325
その他	8,762,171	8,513,648
合計	57,825,827	55,964,973

□地域への資金供給の状況

(単位:千円)

	令和7年1月末	令和8年1月末
組合員	8,917,647	8,505,955
その他	448,396	339,291
合計	9,366,044	8,845,247

□文化的・社会的貢献に関する事項

- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
地産地消への取り組みとして、農作物を学校給食へ出荷しています。
- 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
農作業体験イベントの開催により、農業のPRに努めました。
- 年金相談会、相続税セミナーの開催
専門家によるセミナーを開催し、組合員や利用者のニーズに対応しました
- 弁護士による法律相談会の開催
組合員や地域住民を対象とした相談会を毎月実施しました。

□事業継続計画(BCP)への取り組み

つくば市との「災害時における応急対応に関する協定」を締結し、本店を災害時のつくば市の「避難場所」として施設提供するほか、災害時に備え、食品・生活品の備蓄を行っています。

◇ 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む)

□農業者等の経営支援に関する取組方針

○経営継続補助金や肥料高騰対策事業に関する相談窓口の設置

□農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

- 農業融資商品の適切な提供・開発
- 農業融資への利子補給の実施
- 担い手のニーズに応えるための取り組み

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの乱用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatchが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

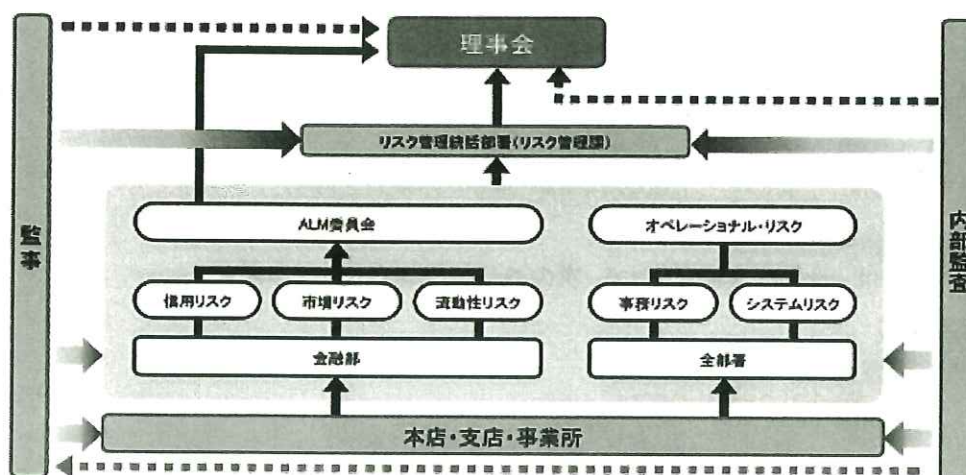
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画(BCP)」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

○ JAつくば市谷田部は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

○ JAつくば市谷田部が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

○ 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。

○ 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。

○ 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

○ 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

○ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

電話：029-836-0351

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話：03-3581-0031

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク相談所・JFマリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）

受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く）にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は、14.57%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	つくば市谷田部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,413,352千円 (前年度 1,436,947千円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的
制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセー
フティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再
編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のも
と「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組
みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システ
ム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の
充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を
未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等
の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経
営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが
拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のため
に必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案
力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等
の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった
場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩
序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入
する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内(信用事業)

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業を行っています。
 この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。
 また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。
 また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品 (令和8年1月31日)

種類	特色	預入期間	預入単位等
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を持たせた大変便利な口座です。	期間と出し入れが自由	1円以上
普通貯金	自動振替・自動受取と幅広いサービスでお財布がわりにご利用ください。	期間と出し入れが自由	1円以上
大口定期	1,000万円からの大型貯蓄。大口余裕資金に最適です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	自由金利時代の資金運用の決定版。市場情勢に応じた高利回りの運用が可能です。	1ヶ月以上5年以内	1円以上1,000万円未満
スーパー期日	1年複利、利息が利息を生んで大変お得な定期です。	3年	1円以上1,000万円未満
定期積金	将来の目的にあわせて計画的に積み立てる貯金です。	6ヶ月以上5年まで	1回あたり1,000円以上

(注)金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□ 当組合の主な取扱商品 (令和8年1月31日現在)

種 類	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
営農ローン	農業経営に必要な運転資金	当JAの正組合員、農業を営む又は従事している、など	300万円以内	1年以内 (更新可)	随時払い	要	不要
住宅ローン	不動産購入・借換え	当JAの組合員、勤続年数1年以上、など	50万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内	元利(元金) 均等返済	要	要
教育ローン	教育に関する全ての資金	当JAの組合員、勤続年数1年以上、など	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内	元利均等返済	要	不要
マイカーローン	本人又は同居家族の自動車購入	当JAの組合員、勤続年数1年以上、など	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済	要	不要

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。

(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)・投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

(令和8年1月31日現在)

■「JAつくば市谷田部(JAバンク茨城)のキャッシュコーナー」ご利用時間帯・ご利用手数料(1回当たり)

お取引内容		平日	土曜	日曜	祝日
お引き出し	当JA・県内JAのキャッシュカード	8:45~19:00 (無料)	9:00~17:00 (無料)		
	県外JAのキャッシュカード	8:45~19:00 (無料)			
お預け入れ	県内JAのキャッシュカード	8:45~19:00 (無料)	ご利用できません		
	県外JAのキャッシュカード	8:45~19:00 (無料)			

注)上記各手数料には消費税が含まれています。

■為替手数料一覧

	同一店内	当JA本支店	他金融機関あて	
送金手数料 (窓口)		440円	普通扱い(送金小切手) 660円	
振込手数料	3万円未満	110円	(文書扱い) 440円	(電信扱い) 550円
	3万円以上	330円	660円	770円
振込手数料 (自動化機器利用)	3万円未満	無料	/	330円
	3万円以上	無料		550円
代金取立手数料	同地交換 220円	隔地間 440円	(普通扱い) 660円	(至急扱い) 880円
その他手数料	送金・振込の組戻料	660円		
	取立手形店頭呈示料	1,100円 (1,100円を超える取立経費を要する場合は実費)		
	取立手形組戻料	1,100円		
	不渡手形返却料	1,100円		

注1)代金取立手数料の同地交換取立手数料は、担保、割引、商業手形に限り適用します。

注2)機械利用とは、MT(磁気テープ)・FD(フロッピーディスク)による振込や定額送金・定額振替・登録総合振込による振込です。

注3)上記の各手数料には消費税が含まれています。

注4)地域農業や教育・福祉の発展に寄与する法人・団体等の場合、当JAの規程により上記金額の免除又は軽減措置があります。

お振り込みの場合には、ATMをご利用いただくと手数料がお安くなっております。

■JAバンクのキャッシュカードによる(各主要提携金融機関ATM)ご利用時間帯・ご利用手数料

ご利用カード		お引き出し			ご入金		
		ゆうちょ銀行ATM	セブン銀行ATM	イーネットATM・ローソン銀行	ゆうちょ銀行ATM	セブン銀行ATM	イーネットATM・ローソン銀行
平日	8:45~18:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
土曜	9:00~14:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
上記以外 (平日・土曜時間外 および日曜日・祝日)		220円	220円	220円	220円	220円	220円

注1)振込はご利用いただけません。

注2)上記の各手数料には消費税等が含まれています。

■「JAネットバンク」ご利用手数料及びサービス内容

◆サービス利用手数料 無料となります。手数料はかかりません。

◆サービス内容

	ご 利 用 内 容
残高照会	事前に申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前に申し込みいただいたご利用口座の入金明細(最大3ヶ月)がご照会いただけます。
振込	事前に申し込みいただいたご利用口座から、当JAを含む全国のJA本支店および他行の国内支店への振込(電信扱い)がご利用いただけます。

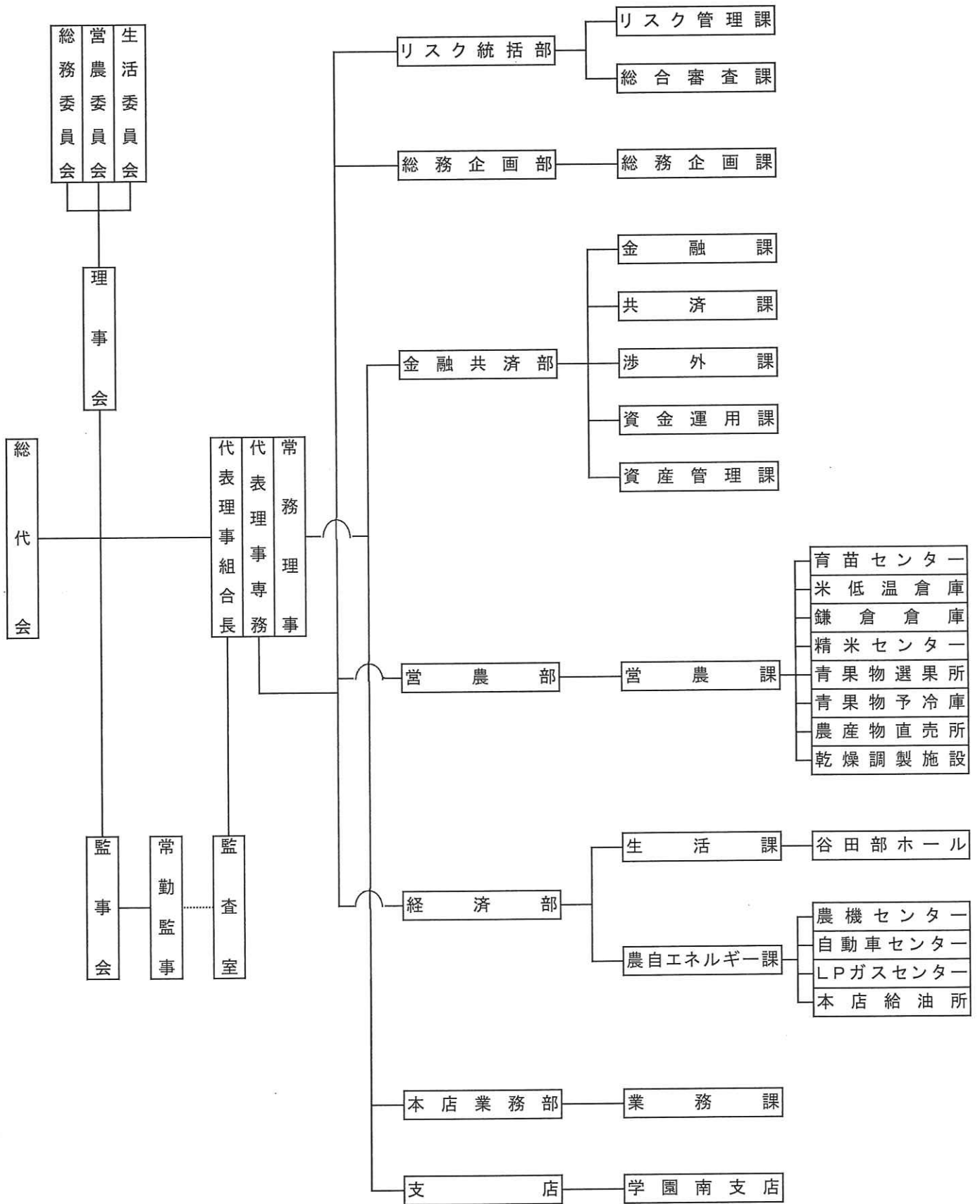
◆振込手数料

振込先	振込金額	振込先	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
振込金額	3万円未満	振込先	無料	110円	110円	220円	220円
	3万円以上			220円	220円	330円	440円

注)上記の各手数料には消費税等が含まれています。

機構図

(令和8年1月31日現在)



役員構成

(令和8年1月31日現在)

役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	摘要
代表理事組合長	常勤	有	中島 俊光	茨城県信用農業協同組合連合会 経営管理委員 全国共済農業協同組合連合会県本部 運営委員 茨城県農協健康保険組合 理事
代表理事専務	常勤	有	寺内 明	実務精通役員
常務理事	常勤	無	海老原 清	信用事業専任理事
理事	非常勤	無	川村 作治	総務委員長
理事	非常勤	無	宮本 達也	営農委員長
理事	非常勤	無	河村 初枝	生活委員長
理事	非常勤	無	木村 庄司	総務副委員長
理事	非常勤	無	佐藤 一雄	営農副委員長
理事	非常勤	無	大和田 町子	生活副委員長
理事	非常勤	無	井上 俊男	営農委員
理事	非常勤	無	矢口 武之	総務委員
理事	非常勤	無	一石 恵子	生活委員
理事	非常勤	無	宇津野 茂樹	総務委員
理事	非常勤	無	柳橋 成一	営農委員
理事	非常勤	無	難波 和利	総務委員
理事	非常勤	無	小川 敦子	生活委員
理事	非常勤	無	小島 崇男	生活委員
理事	非常勤	無	織恵 法子	営農委員
理事	非常勤	無	登坂 和彦	生活委員
理事	非常勤	無	大木 貴博	生活委員
理事	非常勤	無	沼尻 務	営農委員
理事	非常勤	無	沼尻 秀行	総務委員
常勤監事	常勤		田山 隆一	員外監事 有限会社JA谷田部アグリサービス監査役
監事	非常勤		島田 文夫	
監事	非常勤		富田 仁	
監事	非常勤		石川 博巳	
監事	非常勤		河村 幸一	
監事	非常勤		成島 泰久	

店舗等のご案内

(令和8年1月31日現在)

店舗及び 事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機 器) 設置・稼働状況
本店	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351(代)	あり
学園南支店	つくば市苅間650-3	029-856-1004	あり
営農経済部・営農課	つくば市上横場248-2	029-836-0322	なし
育苗センター	つくば市島名3604-3	029-836-3993	なし
農産物直売所 「野っ食べ」	つくば市谷田部2074-1	029-836-4101	なし
本店給油所	つくば市谷田部2083	029-836-0099	なし
農自エネルギー課	つくば市谷田部2074-1	029-836-5865	なし

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和8年1月31日現在)

会計監査人の名称

いぶき監査法人(令和8年1月現在) 所在地 東京都千代田区神田

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

資産の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業資産	56,464,150	53,928,487
(1) 現金	196,262	260,606
(2) 預金	42,681,452	41,638,290
系統預金	42,674,081	41,633,039
系統外預金	7,371	5,250
(3) 有価証券	3,991,277	2,841,227
国債	3,735,470	2,841,227
受益証券	255,807	-
(4) 貸出金	9,366,044	8,845,247
(5) その他の信用事業資産	239,063	352,515
未収収益	227,459	275,798
その他の資産	11,604	76,717
(6) 貸倒引当金	▲ 9,951	▲ 9,399
2. 共済事業資産	1,864	2,726
(1) その他の共済事業資産	1,864	2,726
3. 経済事業資産	674,923	1,057,747
(1) 経済事業未収金	136,689	129,423
(2) 棚卸資産	437,056	707,466
購買品	99,617	94,371
その他の棚卸資産	337,438	613,094
(5) その他の経済事業資産	109,017	230,211
(6) 貸倒引当金	▲ 7,839	▲ 9,353
4. 雑資産	79,068	73,712
(1) 雑資産	79,068	73,712
5. 固定資産	1,764,083	1,740,701
(1) 有形固定資産	1,763,514	1,740,256
建物	1,153,739	1,165,739
機械装置	203,543	201,752
土地	1,103,569	1,103,569
リース資産	24,491	23,408
その他の有形固定資産	501,425	510,512
減価償却累計額	▲ 1,223,254	▲ 1,264,725
(2) 無形固定資産	569	445
その他の無形固定資産	569	445
6. 外部出資	2,343,231	2,343,231
(1) 外部出資	2,343,231	2,343,231
系統出資	2,236,681	2,236,681
系統外出資	56,300	56,300
子会社等出資	50,250	50,250
7. 前払年金費用	7,200	-
8. 繰延税金資産	68,631	89,336
資産の部合計	61,403,153	59,235,945

(つくば市谷田部農業協同組合)

(単位:千円)

負債の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業負債	57,862,846	56,058,896
(1)貯金	57,825,827	55,964,973
(2)借入金	-	-
(3)その他の信用事業負債	37,018	93,922
未払費用	16,266	42,675
その他の負債	20,752	51,247
2. 共済事業負債	103,562	104,666
(1)共済資金	44,320	46,553
(2)未経過共済付加収入	56,978	56,302
(3)共済未払費用	849	402
(4)その他の共済事業負債	1,413	1,407
3. 経済事業負債	183,454	202,338
(1)経済事業未払金	72,555	88,458
(2)経済受託債務	7,344	1,212
(3)その他の経済事業負債	103,554	112,666
4. 雑負債	199,731	210,060
(1)未払法人税等	15,841	2,344
(2)リース債務	578	86
(3)その他の負債	183,311	207,629
5. 諸引当金	28,144	37,990
(1)賞与引当金	9,077	9,422
(2)退職給付引当金	-	9,499
(3)役員退職慰労引当金	19,067	19,067
	163,811	167,951
負債の部合計	58,541,552	56,781,903
純資産の部		
1. 組合員資本	3,052,288	2,684,483
(1)出資金	1,436,947	1,413,352
(2)利益剰余金	1,620,879	1,286,845
利益準備金	620,550	633,550
その他利益剰余金	1,000,329	653,295
税効果調整積立金	9,145	11,807
金利対策積立金	65,000	65,000
水田営農・米販売対策積立金	64,000	64,000
高齢者等福祉事業資金積立金	36,000	36,000
電算基盤強化積立金	15,000	15,000
資産管理事業積立金	35,000	35,000
資産除去費用積立金	30,000	30,000
施設整備積立金	20,000	20,000
経営基盤安定化積立金	80,000	80,000
液化石油ガス対策積立金	20,000	20,000
外部出資減損対応積立金	44,000	44,000
当期未処分剰余金(又は当期損)	582,183	232,488
(うち当期剰余金(又は当期損)	62,757	▲ 310,465
(3)処分未済持分	▲ 5,538	▲ 15,714
2. 評価・換算差額等	▲ 190,687	▲ 230,441
(1)その他有価証券評価差額金	▲ 534,396	▲ 570,011
(2)土地再評価差額金	343,709	339,570
純資産の部合計	2,861,601	2,454,041
負債及び純資産の部合計	61,403,153	59,235,945

損益計算書

(つくば市谷田部農業協同組合)
(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		708,977		259,603
事業収益	2,392,043		2,769,516	
事業費用	1,683,066		2,509,912	
(1)信用事業収益	419,742		489,070	
資金運用収益	395,730		466,383	
(うち預金利息)	216,804		284,147	
(うち有価証券利息)	38,338		38,546	
(うち貸出金利息)	97,369		103,192	
(うちその他受入利息)	43,217		40,495	
役務取引等収益	12,256		12,337	
その他経常収益	11,754		10,350	
(2)信用事業費用	72,690		630,375	
資金調達費用	30,242		119,074	
(うち貯金利息)	29,578		118,900	
(うち給付補填備金繰入)	6		74	
(うちその他支払利息)	657		99	
役務取引等費用	2,815		2,688	
その他事業直接費用	14,070		483,606	
その他経常費用	25,562		25,006	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 1,473		▲ 551	
信用事業総利益		347,051		▲ 141,305
(3)共済事業収益	142,782		137,807	
共済付加収入	132,266		126,430	
その他の収益	10,516		11,377	
(4)共済事業費用	3,797		3,472	
共済推進費	2,233		1,902	
共済保全費	764		782	
その他の費用	799		787	
共済事業総利益		138,985		134,335
(5)購買事業収益	1,102,011		1,186,934	
購買品供給高	1,079,679		1,162,296	
修理サービス料	16,853		17,963	
その他の収益	5,478		6,673	
(6)購買事業費用	989,027		1,065,587	
購買品供給原価	936,126		1,010,234	
購買品供給費	49,541		47,455	
修理サービス費	1,138		1,120	
その他の費用	2,220		6,776	
(うち貸倒引当金繰入額)	-		1,514	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 3,835		-	
購買事業総利益		112,983		121,347
(7)販売事業収益	447,714		623,851	
販売品販売高	403,951		579,034	
販売手数料	38,311		38,359	
その他の収益	5,451		6,457	
(8)販売事業費用	377,455		538,703	
販売品販売原価	356,530		515,688	
販売費	17,823		17,763	
その他の費用	3,101		5,251	
販売事業総利益		70,259		85,148
(9)保管事業収益	4,974		2,378	
(10)保管事業費用	1,406		1,009	
保管事業総利益		3,567		1,368
(14)利用事業収益	242,357		208,049	
(15)利用事業費用	216,489		184,799	
利用事業総利益		25,867		23,250
(15)宅地等供給事業収益	30,739		39,010	
(16)宅地等供給事業費用	11,103		11,402	
宅地等供給事業総利益		19,635		27,607
(17)その他事業収益	1,714		82,673	
(18)その他事業費用	1,533		65,165	
その他事業総利益		181		17,508
(19)指導事業収入	350		335	
(20)指導事業支出	9,904		9,992	
指導事業収支差額		▲ 9,554		▲ 9,656

2. 事業管理費			661,713			685,883
(1)人件費	460,398				470,619	
(2)業務費	72,955				74,143	
(3)諸税負担金	23,905				20,415	
(4)施設費	102,712				119,203	
(5)その他事業管理費	1,742				1,502	
事業利益(又は事業損失)			47,263			▲ 426,280
3. 事業外収益			49,424			54,354
(1)受取雑利息	51				44	
(2)受取出資配当金	29,012				29,807	
(3)賃貸料	17,917				19,626	
(4)雑収入	2,442				4,875	
4. 事業外費用			14,492			15,268
(1)支払雑利息	611				638	
(2)寄付金	517				536	
(3)賃貸関連費用	12,375				13,280	
(4)雑損失	989				813	
経常利益(又は経常損失)			82,196			▲ 387,193
5. 特別損失			1,217			499
(1)減損損失	1,217				499	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)			80,978			▲ 387,692
法人税、住民税及び事業税	23,534				2,344	
法人税等調整額	▲ 5,313				▲ 79,570	
法人税等合計			18,220			▲ 77,226
当期剰余金(又は当期損失金)			62,757			▲ 310,465
当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失金)			519,323			542,953
遊及処理後当期首繰越剰余金(又は当期首繰越剰余金)			519,323			542,953
目的積立金取崩額			101			-
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)			582,183			232,488

◇令和7年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式 : 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 購買品（一品管理） : 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 販売品（米） : 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 販売品（直売所）・その : 最終仕入原価法による原価法
 - 他の棚卸資産 : 収益性の低下による簿価切下げの方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - 取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。
 - 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき、当事業年度一括償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 - 上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。
 - すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過している場合は前払年金費用として表示しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

(主要な事業における収益の計上基準)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 利用事業
育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 資産管理事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス及び、組合員の委託に基づき行う宅地・建物等の賃貸管理事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、宅地等の売渡しの仲介サービスについては、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件等の引渡時点で収益を認識しております。また、賃貸管理事業については、資産の管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ⑥ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	89,336千円
	(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産)	89,385千円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した総合収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重大な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	貸倒引当金	18,753千円
-----------------------	-------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は30,479千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	18,000 千円	機械装置	10,489 千円
その他の有形固定資産	1,990 千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,600,000千円を為替決済の担保に、定期預金1,300千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	8,104 千円
子会社に対する金銭債務の総額	82,742 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	127,319 千円
理事及び監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は27,087千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

貸出金のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は27,087千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○ 再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 222,037 千円

○ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額	33,338 千円
うち事業取引高	24,049 千円
うち事業取引以外の取引高	9,288 千円
② 子会社との取引による費用総額	73,983 千円
うち事業取引高	73,983 千円
事業取引以外の取引高は	ありません。

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与している本店、農業協同組合の最大の目的である組合員の農業の生産・販売に寄与し、農業者のために事業を行う組織の基盤であり組合員による組合の事業利用を促進するものである共同利用施設等、建設当初より当組合の利益獲得による投資額の回収を想定しておらず、組合員の農業所得を増大させ、当地域の農業の維持・発展に寄与することを最大の目的とする農産物直売所は組合全体の共用資産としています。

なお、店舗統廃合により本店の一部を営業店舗としたため、本店資産グループのうち営業店舗に帰属する資産を合理的な基準により算出し、これを一般資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業店舗	その他の有形固定資産	

② 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

499 千円（その他の有形固定資産 499 千円）

④ 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。なお、算定された時価が建物等撤去見込費用を下回ることから、正味売却価額を零と評価しております。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち22.0%は資産管理事業に対するものであり、当該資産管理事業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が113,045千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	41,638,290	41,509,924	▲ 128,365
有価証券			
満期保有目的の債券	696,807	677,530	▲ 19,277
其他有価証券	2,144,420	2,144,420	-
貸出金	8,845,247		
貸倒引当金(*)	▲ 9,399		
貸倒引当金控除後	8,835,848	8,635,910	▲ 199,937
資産計	53,315,365	52,967,785	▲ 347,580
貯金	55,964,973	55,862,527	▲ 102,446
負債計	55,964,973	55,862,527	▲ 102,446

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買い戻し請求に対して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2,343,231

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	41,338,290	-	-	100,000	200,000	-
有価証券						
満期保有目的のもの	100,000	300,000	-	-	-	300,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	2,900,000
貸出金 (*1, 2)	785,359	617,506	506,674	448,504	423,499	6,063,383
合計	42,223,650	917,506	506,674	548,504	623,499	9,263,383

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）75,958千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等320千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*)	55,359,405	233,924	174,753	138,997	57,892	-
合計	55,359,405	233,924	174,753	138,997	57,892	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

○ 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの			
債券			
国債	696,807	677,530	▲ 19,277
小計	696,807	677,530	▲ 19,277
合計	696,807	677,530	▲ 19,277

○ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの			
債券			
国債	2,144,420	2,714,431	▲ 570,011
小計	2,144,420	2,714,431	▲ 570,011
合計	2,144,420	2,714,431	▲ 570,011

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)			
	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	947,138	-	247,683
受益証券	243,062	-	86,938
合計	1,190,200	-	334,621

(3) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、148,985千円(うち、その他有価証券の国債148,985千円)です。

なお、時価が「著しく下落した」と判断する基準は以下のとおりです。

当事業年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損処理することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損処理することとしております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(▲は前払年金費用)	▲ 7,200 千円
退職給付費用	32,007 千円
退職給付の支払額	▲ 2,263 千円
確定給付型年金制度への拠出額	▲ 4,330 千円
特定退職金共済制度への拠出額	▲ 8,713 千円
期末における退職給付引当金	9,499 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	364,128 千円
確定給付型年金制度	▲ 165,804 千円
特定退職金共済制度	▲ 188,824 千円
退職給付引当金	9,499 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	32,007 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,074千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、43,103千円となっております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息不計上	24 千円
減価償却限度超過	14,276 千円
役員退職慰労引当金	5,347 千円
賞与引当金	2,610 千円
賞与対応未払社会保険料	424 千円
有価証券減損額	41,268 千円
保守修繕費	141 千円
退職給付引当金	2,697 千円
その他有価証券評価差額金	161,883 千円
土地減損損失	25,673 千円
ゴルフ会員権	908 千円
外部出資評価損	568 千円
税務上の繰越欠損金	72,402 千円
繰延税金資産小計	328,227 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	▲ 9,994 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	▲ 228,848 千円
繰延税金資産合計 (A)	89,385 千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当否認額	▲ 48 千円
繰延税金負債合計 (B)	▲ 48 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	89,336 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しております。

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,641千円、法人税等調整額（貸方）は1,641千円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は4,139千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◇令和6年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
 - 子会社株式 : 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 購買品（一品管理） : 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 販売品（米） : 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 販売品（直売所）・その他 : 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 他の棚卸資産 : 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - 取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。
 - 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき、本年度一括償却しています。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上していません。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(主要な事業における収益の計上基準)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 利用事業
育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 資産管理事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス及び、組合員の委託に基づき行う宅地・建物等の賃貸管理事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、宅地等の売渡しの仲介サービスについては、売買当事者間において宅地等の売渡が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件等の引渡時点で収益を認識しております。また、賃貸管理事業については、資産の管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示していません。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	68,631千円
	(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産)	70,673千円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した総合収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重大な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実行税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	貸倒引当金	17,790千円
-----------------------	-------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は30,479千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	18,000 千円	機械装置	10,489 千円
その他の有形固定資産	1,990 千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,600,000千円を為替決済の担保に、定期預金1,300千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	10,267 千円
子会社に対する金銭債務の総額	58,396 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	163,005 千円
理事及び監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は41,639千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

貸出金のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は305千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,944千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○ 再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 229,715 千円

○ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額	28,958 千円
うち事業取引高	21,360 千円
うち事業取引以外の取引高	7,597 千円
② 子会社との取引による費用総額	47,191 千円
うち事業取引高	47,191 千円
事業取引以外の取引高はありません。	

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
 また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与している本店、農業協同組合の最大の目的である組合員の農業の生産・販売に寄与し、農業者のために事業を行う組織の基盤であり組合員による組合の事業利用を促進するものである共同利用施設等、建設当初より当組合の利益獲得による投資額の回収を想定しておらず、組合員の農業所得を増大させ、当地域の農業の維持・発展に寄与することを最大の目的とする農産物直売所は組合全体の共用資産としています。
 なお、店舗統廃合により本店の一部を営業店舗としたため、本店資産グループのうち営業店舗に帰属する資産を合理的な基準により算出し、これを一般資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業店舗	その他の有形固定資産	
つくば市手代木1929	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

営業店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。
 遊休資産は早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

1,217 千円	(土地	1,209 千円)
	(その他の有形固定資産	7 千円)

④ 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。なお、算定された時価が建物等撤去見込費用を下回ることから、正味売却価額を零と評価しております。
 遊休資産の固定資産の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち23.1%は資産管理事業に対するものであり、当該資産管理事業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が136,000千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	42,681,452	42,581,522	▲ 99,930
有価証券			
満期保有目的の債券	198,449	196,950	▲ 1,499
その他有価証券	3,792,828	3,792,828	-
貸出金	9,366,044		
貸倒引当金 (*)	▲ 9,951		
貸倒引当金控除後	9,356,093	9,368,618	12,525
資産計	56,028,822	55,939,918	▲ 88,904
貯金	57,825,827	57,682,388	▲ 143,439
負債計	57,825,827	57,682,388	▲ 143,439

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買い戻し請求に対して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2,343,231

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	42,581,452	-	-	-	100,000	-
有価証券						
満期保有目的のもの	-	100,000	-	-	-	100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	330,000	4,100,000
貸出金 (*1, 2)	817,488	599,246	612,333	502,419	444,402	6,380,346
合計	43,398,941	699,246	612,333	502,419	874,402	10,580,346

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)82,750千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等9,808千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*)	54,581,289	184,191	195,260	2,705,267	159,818	-
合計	54,581,289	184,191	195,260	2,705,267	159,818	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

○ 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの			
債券			
国債	198,449	196,950	▲ 1,499
小計	198,449	196,950	▲ 1,499
合計	198,449	196,950	▲ 1,499

○ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	3,537,021	4,056,089	▲ 519,068
	受益証券	255,807	330,000	▲ 74,193
小計	3,792,828	4,386,089	▲ 593,261	
合計	3,792,828	4,386,089	▲ 593,261	

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
受益証券	55,930	-	14,070
合計	55,930	-	14,070

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（▲は前払年金費用）	▲ 16,775 千円
退職給付費用	24,938 千円
退職給付の支払額	▲ 2,180 千円
確定給付型年金制度への拠出額	▲ 4,339 千円
特定退職金共済制度への拠出額	▲ 8,843 千円
期末における退職給付引当金（▲は前払年金費用）	▲ 7,200 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	333,617 千円
確定給付型年金制度	▲ 160,256 千円
特定退職金共済制度	▲ 180,561 千円
退職給付引当金（▲は前払年金費用）	▲ 7,200 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	24,938 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,873千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、46,377千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
未払事業税		1,232 千円
未収利息不計上		43 千円
減価償却限度超過		14,480 千円
役員退職慰労引当金		5,281 千円
賞与引当金		2,514 千円
賞与対応未払社会保険料		409 千円
保守修繕費		151 千円
その他有価証券評価差額金		164,333 千円
土地減損損失		25,041 千円
ゴルフ会員権		886 千円
外部出資評価損		554 千円
繰延税金資産小計		214,928 千円
評価性引当額		▲ 144,255 千円
繰延税金資産合計 (A)		70,673 千円
繰延税金負債		
全農適格合併みなし配当否認額		▲ 47 千円
前払年金費用		▲ 1,994 千円
繰延税金負債合計 (B)		▲ 2,041 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		68,631 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 5.0 %
事業分量配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.2 %
住民税均等割額	2.9 %
評価性引当額の増減	▲ 2.1 %
過年度法人税等	1.7 %
その他	▲ 0.5 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.5 %

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	582,183,620	232,488,130
任意積立金取崩額	—	101,000,000
高齢者等福祉事業資金積立金	—	36,000,000
金利対策積立金取崩額	—	65,000,000
剰余金処分類	39,263,071	209,037,528
利益準備金	13,000,000	—
任意積立金	2,661,721	195,049,853
うち目的積立金	—	—
税効果調整積立金	2,661,721	77,577,597
金利対策積立金	—	100,000,000
産直事業積立金	—	17,472,256
出資配当金	—	—
普通出資による配当金	14,283,496	13,987,675
事業利用分量配当金	9,317,854	—
次期繰越剰余金	542,920,549	124,450,602

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和6年度	1.0%
令和7年度	1.0%

2. 事業利用分量配当金の基準は次のとおりです。

令和6年度	当年度における購買品供給額について肥料5%、飼料3%、農薬5%の割合。該当の供給額については、口座振替によるものを対象にしております。
令和7年度	事業利用分量配当金はありません。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和6年度	3,200,000円
令和7年度	—

4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:円)

種類	目的及び取り崩し基準	積立目標基準額	令和6年度
			令和7年度
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立てを行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		9,145,832
			11,807,553
金利対策積立金	金利対策として積み立てる。取り崩しは金利の上昇・低下による利息収入の減少・利息費用の増加分の金額の範囲で取り崩す。	65,000,000	65,000,000
			65,000,000
水田営農・米販売対策積立金	水田営農・米の市況対策として積み立てる。取り崩しは地域の営農を改善する為支出した金額の範囲で取り崩す。	64,000,000	64,000,000
			64,000,000
高齢者等福祉事業資金積立金	介護事業準備金として積み立てる。取り崩しは高齢者福祉に対し支出した金額の範囲で取り崩す。	36,000,000	36,000,000
			36,000,000
電算基盤強化積立金	電算基盤を強化する為に積み立てる。取り崩しはOA機器の導入に支出した金額の範囲で取り崩す。	15,000,000	15,000,000
			15,000,000
資産管理事業積立金	集合住宅の入居率対策として積み立てる。取り崩しは集合住宅における入居率保持に対して支出した金額の範囲で取り崩す。	35,000,000	35,000,000
			35,000,000
資産除去費用積立金	固定資産の取壊し費用として積み立てる。取り崩しは固定資産の取壊しに要した金額の範囲で取り崩す。	30,000,000	30,000,000
			30,000,000
施設整備積立金	各施設を整備する為に積み立てる。取崩しは各施設の改修・修繕に要した金額の範囲で取り崩す。	20,000,000	20,000,000
			20,000,000
経営基盤安定化積立金	健全な経営基盤強化に必要な資金を積み立てる。各事業において多額費用が増加した場合に、損失額の範囲で取り崩す。	80,000,000	80,000,000
			80,000,000
液化石油ガス対策積立金	石油ガスの市場対策として積み立てる。取り崩しは市場対策における損失の範囲内で取り崩す。	20,000,000	20,000,000
			20,000,000
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えるため、積み立てを行う。取り崩しは外部出資の減損損失発生年度に減損損失相当額の範囲内で理事会の決議により取り崩す。	44,000,000	44,000,000
			44,000,000

損失処理計算書

該当する事項はございません。

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるとディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月22日

つくば市谷田部農業協同組合
代表理事組合長 中島 俊光

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、いぶき監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	2,350,775	2,382,863	2,468,981	2,393,386	2,770,111
信用事業収益	385,401	382,637	427,488	419,742	489,070
共済事業収益	168,085	155,691	144,922	142,782	137,807
農業関連事業収益	875,357	833,054	904,976	889,179	1,208,532
その他事業収益	921,930	1,011,480	991,593	940,682	934,700
経常利益(又は経常損失)	84,374	69,194	54,494	82,196	▲387,193
当期剰余金 (又は当期損失金)	21,312	51,174	39,743	62,757	▲310,465
出資金 (出資口数)	1,486,227 (1,486,227)	1,469,068 (1,469,068)	1,465,126 (1,465,126)	1,436,947 (1,436,947)	1,413,352 (1,413,352)
純資産額	3,331,264	3,010,989	3,057,878	2,861,601	2,454,041
総資産額	59,149,776	58,984,364	62,408,070	61,403,153	59,235,945
貯金等残高	54,270,660	54,616,963	57,905,387	57,825,827	55,964,973
貸出金残高	11,200,652	10,642,429	10,002,219	9,366,044	8,845,247
有価証券残高	2,758,760	3,351,100	3,358,171	3,991,277	2,841,227
剰余金配当金額					
出資配当金	14,671	14,601	14,502	14,283	13,987
事業利用分量配当金	—	7,156	9,975	9,317	—
職員数	86	84	81	84	82
単体自己資本比率	16.40%	16.00%	15.61%	15.81%	14.57%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	365,488	347,308	▲ 18,180
役務取引等収支	9,441	9,648	207
その他信用事業収支	▲ 27,878	▲ 498,262	▲ 470,384
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	360,859 (0.64%)	▲ 126,649 (0.00%)	▲ 487,508 (▲0.64%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	736,472 1.22%	292,374 0.00%	▲ 444,098 ▲1.22%
事業純益	74,759	▲ 393,509	▲ 468,268
実質事業純益	74,759	▲ 393,509	▲ 468,268
コア事業純益	88,829	9,009	▲ 79,820
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	88,829	9,009	▲ 79,820

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	57,064,706	395,730	0.69%	5,525,183	46,638	0.84%
うち預金	43,119,314	259,974	0.60%	4,213,354	32,462	0.77%
うち有価証券	4,213,717	38,338	0.91%	398,699	3,854	0.97%
うち貸出金	9,731,674	97,369	1.00%	913,129	10,319	1.13%
資金調達勘定	57,946,269	30,242	0.05%	5,651,599	11,907	0.21%
うち貯金・定期積金	57,612,642	29,584	0.05%	5,651,599	11,897	0.21%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	333,626	-	-	-	-	-
経費率			0.22%			0.01%
総資金利ざや			0.42%			0.62%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	17,387	7,065
うち預金	13,961	6,464
うち有価証券	10,724	20
うち貸出金	▲ 7,261	5,822
支払利息	23,313	89,389
うち貯金・定期積金	23,313	89,389
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引	▲ 5,925	▲ 18,737

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.13%	▲0.65	▲0.78
資本経常利益率	2.44%	▲11.4	▲13.8
総資産当期純利益率	0.10%	▲0.51	▲0.61
資本当期純利益率	1.86%	▲9.19	▲11.0

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率
 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返りを除く)平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	16.19	15.80	▲0.39
	期中平均	16.89	16.15	▲0.74
貯証率	期末	6.90	5.07	▲1.83
	期中平均	7.31	7.05	▲0.26

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:千円)

区 分	令和6年度				令和7年度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,768	2,555	—	3,768	2,555	2,556	2,095	—	2,556	2,095
個別貸倒引当金	19,337	15,233	—	19,337	15,233	15,233	16,657	—	15,233	16,657
合 計	23,105	17,788	—	23,105	17,788	17,789	18,752	—	17,789	18,752

貸出金償却の額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業(貯金に関する指標)

科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	26,876,204	46.7%	27,238,541	48.2%	362,337
定期性貯金	30,736,438	53.4%	29,277,457	51.8%	▲ 1,458,981
その他の貯金	-	-	-	-	-
小 計	57,612,642	100.0%	56,515,999	100.0%	▲ 1,096,643
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	57,612,642	100.0%	56,515,999	100.0%	▲ 1,096,643

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	30,116,765	100.0%	28,273,905	100.0%	▲ 1,842,860
うち固定金利定期	30,116,765	100.0%	28,273,905	100.0%	▲ 1,842,860
うち変動金利定期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業(貸出金等に関する指標)

科目別貸出金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	-	-	-	-	-
証書貸付金	9,642,783	99.1%	9,049,820	99.1%	▲592,963
当座貸越	88,890	0.9%	81,473	0.9%	▲7,417
割引手形	-	-	-	-	-
金融機関貸付	-	-	-	-	-
合 計	9,731,674	100.0%	9,131,293	100.0%	▲600,381

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	5,351,814	57.1%	4,768,491	53.9%	▲583,323
変動金利貸出	3,900,583	41.6%	3,963,055	44.8%	62,472
その他	113,646	1.2%	113,700	1.2%	54
合 計	9,366,044	100.0%	8,845,247	100.0%	▲520,797

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	73,157	84,807	11,650
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	2,895,937	2,695,159	▲200,778
工場	-	-	-
財団	-	-	-
船舶	-	-	-
その他担保	-	-	-
小 計	2,969,094	2,747,998	▲221,096
農業信用基金協会保証	5,355,094	5,187,644	▲167,450
その他保証	-	-	-
小 計	5,355,094	5,187,644	▲167,450
信用	1,024,716	877,636	▲147,080
合 計	9,348,904	8,845,247	▲503,657

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	8,967,668	95.8%	8,492,507	96.0%	▲475,161
運転資金	398,376	4.3%	352,739	4.0%	▲45,637
合 計	9,366,044	100.0%	8,845,247	100.0%	▲520,797

貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	930,300	9.9%	678,658	7.6%	▲251,642
林業	-		-		
水産業	13,269	0.1%	12,026	0.1%	▲1,243
製造業	550,407	5.8%	530,094	5.9%	▲20,313
鉱業	81,741	0.8%	75,419	0.8%	▲6,322
建設業	370,301	3.9%	352,548	3.9%	▲17,753
不動産業	188,205	2.0%	416,841	4.7%	228,636
電気・ガス・熱供給・水道業	77,692	0.8%	75,161	0.8%	▲2,531
運輸・通信業	268,902	2.8%	261,052	2.9%	▲7,850
卸売・小売業・飲食店	309,514	3.3%	342,988	3.8%	33,474
サービス業	1,481,202	15.8%	1,374,974	15.5%	▲106,228
金融・保険業	210,880	2.2%	194,865	2.2%	▲16,015
地方公共団体	317,760	3.3%	226,930	2.5%	▲90,830
その他	4,565,957	48.7%	4,303,683	48.6%	▲262,274
合 計	9,366,044	100.0%	8,845,247	100.0%	▲520,797

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業			
穀作	23,036	29,509	6,473
野菜・園芸	34,254	25,180	▲9,074
果樹・樹園農業	-	-	
工芸作物	164	-	▲164
養豚・肉牛・酪農	3,002	1,972	▲1,030
養鶏・養卵	-	-	
養蚕	-	-	
その他農業	59,727	60,751	1,024
農業関連団体等	-	-	
合計	120,184	117,413	▲2,771

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	103,232	105,797	2,565
農業制度資金	16,952	11,616	▲5,336
農業近代化資金	16,952	11,616	▲5,336
その他制度資金	-	-	
合計	120,184	117,413	▲2,771

(注)1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:千円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	16,864	-	9,427	7,437	16,864
	令和7年度	7,333	-	0	7,333	7,333
危険債権	令和6年度	21,361	-	21,361	-	21,361
	令和7年度	19,754	-	19,754	-	19,754
要管理債権	令和6年度	290	-	290	-	290
	令和7年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	290	-	290	-	290
	令和7年度	-	-	-	-	-
小計	令和6年度	38,516	-	31,079	7,437	38,516
	令和7年度	27,087	-	19,754	7,333	27,087
正常債権	令和6年度	9,331,620				
	令和7年度	8,821,962				
合計	令和6年度	9,370,137				
	令和7年度	8,849,050				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業(内国為替取扱実績)

(単位:件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	5,977	38,381	6,491	38,237
	金額	6,200,142	10,084,711	9,400,514	11,835,633
代金取立為替	件数	—	2	—	—
	金額	—	7,068	—	—
雑為替	件数	156	197	130	144
	金額	15,930	101,372	81,594	76,549
合 計	件数	6,133	38,580	6,621	38,381
	金額	6,216,072	19,193,152	9,482,108	11,912,183

信用事業(有価証券に関する指標)

種類別有価証券平均残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	3,840,122	3,874,170	34,048
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
株式	-	-	-
その他の有価証券	373,595	112,821	▲260,774
合 計	4,213,717	3,986,992	▲226,725

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和6年度								
国債	-	100,000	-	-	200,000	4,000,000	-	4,300,000
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	330,000	-	-	-	-	330,000
令和7年度								
国債	100,000	300,000	-	-	300,000	2,900,000	-	3,600,000
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

信用事業(有価証券等の時価情報等)

有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	198,449	196,950	▲1,499	696,807	677,530	▲19,277
	小 計	198,449	196,950	▲1,499	696,807	677,530	▲19,277
合計		198,449	196,950	▲1,499	696,807	677,530	▲19,277

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	3,792,828	4,386,089	▲593,261	2,144,420	2,714,431	▲570,011
	国債	3,537,021	4,056,089	▲519,068	2,144,420	2,714,431	▲570,011
	その他の証券	255,807	330,000	▲74,193	-	-	-
小 計		3,792,828	4,386,089	▲593,261	2,144,420	2,714,431	▲570,011
合計		3,792,828	4,386,089	▲593,261	2,144,420	2,714,431	▲570,011

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,028,687	2,670,496
うち、出資金及び資本準備金の額	1,436,947	1,413,352
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,620,879	1,286,845
うち、外部流出予定額(△)	23,601	13,987
うち、上記以外に該当するものの額	▲5,538	▲15,714
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,556	2,095
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,556	2,095
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	3,031,243	2,672,591
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	411	318
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	411	318
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	5,205	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,617	318
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,025,626	2,672,272
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,734,386	17,848,282
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,393,650	486,831
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	19,128,036	18,335,113
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.81	14.57

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	196,262	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	4,593,698	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	319,158	-	-
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	42,908,381	8,580,876	343,235
法人等向け	146,255	110,235	4,409
中小企業等向け及び 個人向け	74,823	22,508	900
抵当権付住宅ローン	2,426,825	495,078	19,803
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	26,984	15,967	638
取立未済手形	7,339	1,467	58
信用保証協会等保証付	5,372,573	532,421	21,296
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	207,891	207,891	8,315
(うち出資等のエクスポ ージャー)	207,891	207,891	8,315
(うち重要な出資のエク スポージャー)	-	-	-
上記以外	3,288,217	7,767,938	32,681
(うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農 業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエク スポージャー)	2,135,340	5,338,350	2,135,334
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポ ージャー)	1,152,877	2,429,588	32,681
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかった ものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	59,564,412	17,734,386	644,873
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポー ジャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	59,564,412	17,734,386	644,873
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	1,393,650		55,746
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	19,128,036		765,121

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーの事です。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	260,606	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,569,076	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	228,030	-	-
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け	41,900,080	8,380,016	335,200
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向 けを含む。)	50	50	50
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	610,992	-	-
（うちトランザクター向け）	2,087	939	37
不動産関連向け	2,814,921	774,537	30,981
（うち自己居住用不動産等 向け）	2,315,165	478,428	19,137
（うち賃貸用不動産向け）	499,756	296,108	11,844
（うち事業用不動産関連向 け）	-	-	-
（うちその他不動産関連向 け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証 券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動 産関連向けを除く。)	23,292	6,716	268
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	12,386	2,477	99
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付 株式等	5,202,778	514,588	20,599
共済約款貸付	207,891	207,891	8,315
上記以外	4,553,456	7,756,466	310,258
（うち重要な出資のエク スポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	2,135,340	5,338,350	213,534
（うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,418,116	2,418,116	96,724
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	59,379,574	17,848,282	713,931
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	59,379,574	17,848,282	713,931
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	486,831	所要自己資本額 b=a×4% 19,473
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	18,335,113	所要自己資本額 b=a×4% 733,404

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	468,831
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,473
BI	324,554
BIC	38,946

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	令和6年度					令和7年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	
国内	59,564,412	9,382,523	4,263,698	-	26,984	59,383,564	8,862,525	3,569,076	-	23,292	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	59,564,412	9,382,523	4,263,698	-	26,984	59,383,564	8,862,525	3,569,076	-	23,292	
法人	農業	55,544	5,294	-	-	51,867	1,617	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	130,659	130,659	-	-	-	124,506	124,506	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	45,377,060	-	-	-	-	44,047,807	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	119,755	119,755	-	-	-	113,015	113,015	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,582,795	319,097	4,263,698	-	-	3,797,026	227,949	3,569,076	-	-
	上記以外	157,641	-	-	-	-	157,641	-	-	-	-
個人	8,815,513	8,807,716	-	-	11,053	8,404,710	8,395,386	-	-	15,157	
その他	325,440	-	-	-	-	2,686,988	50	-	-	-	
業種別残高計	59,564,412	9,382,523	4,263,698	-	11,053	59,383,564	8,862,525	3,569,076	-	15,157	
1年以下	42,729,815	131,307	-	-	/	41,616,360	120,672	100,100	-	/	
1年超3年以下	274,299	174,198	100,100	-	/	676,900	376,519	300,380	-	/	
3年超5年以下	914,608	484,517	-	-	/	538,743	236,876	-	-	/	
5年超7年以下	172,609	172,609	-	-	/	211,458	211,458	-	-	/	
7年超10年以下	664,310	465,479	198,830	-	/	624,967	327,377	297,589	-	/	
10年超	11,806,795	7,842,027	3,964,767	-	/	10,388,041	7,517,035	2,871,005	-	/	
期限の定めのないもの	3,001,973	112,382	-	-	/	5,327,093	72,585	-	-	/	
残存期間別残高計	59,564,412	9,382,523	4,263,698	-	/	59,383,564	8,862,525	3,569,076	-	/	
平均残高計	61,911,222	9,739,738	3,840,121	-	/	57,993,518	9,166,220	3,874,170	-	/	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,768	2,556	—	3,768	2,556	2,556	2,095	—	2,556	2,095
個別貸倒引当金	19,337	15,233	—	19,337	15,233	15,233	16,657	—	15,233	16,657

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区分	令和6年度						令和7年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個人	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—
	業種別計	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(G+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	260,606	-	260,606	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,569,076	-	3,569,076	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	228,030	-	228,030	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	41,900,080	-	41,900,080	-	8,380,016	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	-	500	-	50	50	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	607,859	31,331	573,808	3,133	205,537	36
（うちトランザクター向け）	45	-	20,870	-	2,087	939	45
不動産関連向け	20~150	2,814,921	-	2,808,448	-	774,537	28
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	2,315,165	-	2,314,933	-	478,428	21
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	499,756	-	493,514	-	296,108	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	6,634	-	6,634	-	6,716	101
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	12,386	-	12,386	-	2,477	20
信用保証協会等による保証付	0~10	5,198,788	-	5,145,885	-	514,588	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	207,891	-	207,891	-	207,891	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

上記以外	100~ 1250	4,553,456	-	4,553,456	-	7,756,466	170
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,135,340	-	2,135,340	-	5,338,350	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,418,116	-	2,418,116	-	2,418,116	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	17,848,282	-

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

ポर्टフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー

令和7年度

(単位:千円)

信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																								
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計												
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,569,076		-		-		-		-		0	3,569,076												
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-	-												
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-	-												
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計											
我が国の地方公共団体向け	228,030		-		-		-		-		-	0	228,030											
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-	-	-											
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-	-	-											
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-	-	-											
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-	-	-											
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計											
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-	-	-											
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計										
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	41,900,080		-		-		-		-		-	-	0	41,900,080										
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-										
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計										
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)(うち特定貸付債権向け)	-		-		-		-		50		-	-	0	50										
劣後債権及びその他資本性証券等	-		-		-		-		-		-	-	-	-										
株式等	-		-		-		207,891		-		-	-	0	207,891										
	100%		150%		250%		400%		その他		合計													
中堅中小企業等向け及び個人向け(うちトランザクター向け)	2,087		-		1,664		-		6,220		566,970		576,941											
不動産関連向け	185,985		-		-		102,372		-		-		2,026,576	2,314,933										
うち自己居住用不動産等向け	-		-		-		-		-		-		-											
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計							
不動産関連向け	-		-		-		-		-		493,514		-		-		0	493,514						
うち賃貸用不動産向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-	-						
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計											
不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-	-						
うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-	-						
	60%				その他				合計															
不動産関連向け	-				-				-				-											
うちその他不動産関連向け	-				-				-				-											
	100%				150%				その他				合計											
不動産関連向け	-				-				-				-											
うちADC向け	-				-				-				-											
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0				6,469				141				24				6,634							
自己居住用不動産等向け	-				-				-				-				-							
エクスポージャーに係る延滞	-				-				-				-				-							
	0%				10%				20%				100%				その他				合計			
現金	260,606				-				-				-				0				260,606			
取立未済手形	-				-				12,386				-				0				12,386			
信用保証協会等による保証付	0				5,144,949				-				-				936				5,145,885			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-				-				-				-				-				-			
共済約款貸付	-				-				-				-				-				-			

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果	リスク・ウエイト0%	-	5,232,580	5,232,580
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	5,325,425	5,325,425
	リスク・ウエイト20%	-	45,679,270	45,679,270
	リスク・ウエイト35%	-	87,670	87,670
	リスク・ウエイト50%	-	11,053	11,053
	リスク・ウエイト75%	-	25,229	25,229
	リスク・ウエイト100%	-	1,067,842	1,067,842
	リスク・ウエイト150%	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	2,135,340	2,135,340
	その他	-	-	-
	リスク・ウエイト1250%		-	-
計		-	59,564,412	59,564,412

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがおります。

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	53,945,156	-	-	53,858,137
40%～70%	499,756	20,870	10%	495,601
75%	988	6,764	10%	1,664
80%	-	-	-	-
85%	139,470	-	-	139,470
90%～100%	12,771	1,344	10%	12,739
105%～130%	-	-	-	-
150%	141	-	-	141
250%	207,891	-	-	207,891
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	101	2,852	10%	386
合計	54,806,277	31,831	10%	54,716,033

(注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	36,019	-	-
中小企業等向け及び個 人向け	-	29,322	-
抵当権付住宅ローン	-	2,321,967	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	416,259	-
合計	36,019	2,767,549	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:千円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び	-	-	-
保険会社向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	36,019	391,007	-
中堅中小企業等向け及 び個人向け	-	2,211,989	-
自己居住用不動産等 向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け(自己居住 用不動産等向けを除 く。)	-	-	-
自己居住用不動産等 向けエクスポージャー に係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	36,019	2,602,996	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項**

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」(p. 9)をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,343,231	2,343,231	2,343,231	2,343,231
合計	2,343,231	2,343,231	2,343,231	2,343,231

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:千円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	331,232	618,822	55,535	80,453
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	353,543	512,003		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	11,034		
6	短期金利低下	44,196	61,890		
7	最大値	353,543	618,822	55,535	80,453
			当期末		前期末
8	自己資本の額		2,672,272		3,025,626

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

JAつくば市谷田部のグループは、当JA、子会社1社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

JAつくば市谷田部

有限会社JA谷田部アグリサービス

2. 子会社等の状況

(単位:千円)

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立 年月日	資本金又 は出資金	当JAの 議決権比 率	他の子会社 等の議決権 比率
有限会社JA谷田部 アグリサービス	つくば市上横場	農業経営	昭和42年6月12日	50,250	100%	—

3. 連結事業概況(令和7年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常損失 359,206千円、連結当期損失 292,543千円、連結純資産 2,487,505千円、連結総資産 59,198,139千円で、連結自己資本比率は14.56%となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益 (事業収益)	2,365,316	2,388,779	2,461,241	2,399,523	2,776,656
信用事業収益	385,395	382,608	427,452	427,452	489,070
共済事業収益	168,085	155,691	144,922	144,922	137,807
農業関連事業収益	913,839	833,054	937,169	875,451	1,280,090
その他事業収益	897,995	1,011,480	951,698	951,698	613,369
連結経常利益	89,694	69,694	49,984	89,472	▲359,206
連結当期剰余金	25,356	53,559	35,578	68,288	▲292,543
連結純資産額	3,341,986	3,024,175	3,066,751	2,876,609	2,487,505
連結総資産額	59,122,197	58,953,170	62,370,788	61,362,606	59,198,139
連結自己資本比率	16.51%	16.10%	16.89%	17.30%	14.56%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日現在)		令和7年度 (令和8年1月31日現在)	
(資産の部)				
1. 信用事業資産		56,454,630		53,920,871
(1)現金		196,262		260,606
(2)預金		42,681,452		41,638,290
(3)有価証券		3,991,277		2,841,227
(4)貸出金		9,356,524		8,837,631
(5)その他の信用事業資産		239,063		352,515
(6)貸倒引当金		▲ 9,951		▲ 9,399
2. 共済事業資産		1,864		2,726
(1)その他の共済事業資産		1,864		2,726
3. 経済事業資産		674,497		1,057,582
(1)経済事業未収金		135,942		128,935
(2)棚卸資産		437,377		707,789
(3)その他の経済事業資産		109,017		230,211
(4)貸倒引当金		▲ 7,839		▲ 9,353
4. 雑資産		85,596		82,392
5. 固定資産		1,777,104		1,752,146
(1)有形固定資産		1,776,535		1,751,701
建物		1,153,739		1,165,739
機械装置		251,194		249,182
土地		1,109,000		1,109,000
リース資産		24,491		23,408
その他の有形固定資産		507,173		516,570
減価償却累計額		▲ 1,269,063		▲ 1,312,199
(2)無形固定資産		569		445
その他の無形固定資産		569		445
6. 外部出資		2,293,081		2,293,081
(1)外部出資		2,293,081		2,293,081
7. 退職給付に係る資産		7,200		-
8. 繰延税金資産		68,631		89,336
資産の部合計		61,362,606		59,198,139

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日現在)		令和7年度 (令和8年1月31日現在)	
	(負 債 の 部)			
1. 信用事業負債		57,804,451		55,976,160
(1)貯金		57,767,432		55,882,237
(2)借入金		-		-
(3)その他の信用事業負債		37,018		93,922
2. 共済事業負債		103,562		104,666
(1)共済資金		44,320		46,553
(2)その他の共済事業負債		59,242		58,112
3. 経済事業負債		183,454		202,338
(1)経済事業未払金		72,555		88,458
(2)その他の経済事業負債		110,898		113,879
4. 雑負債		202,572		221,528
5. 諸引当金		28,144		37,990
(1)賞与引当金		9,077		9,422
(2)退職給付に係る負債		-		9,499
(3)役員退職慰労引当金		19,067		19,067
6. 再評価に係る繰延税金負債		163,811		167,951
負債の部合計		58,485,997		56,710,634
(純 資 産 の 部)				
1. 組合員資本		3,067,296		2,717,946
(1)出資金		1,436,947		1,413,352
(2)利益剰余金		1,636,530		1,320,951
(3)処分未済持分		▲ 5,538		▲ 15,714
(4)子会社の所有する親組合出資金		▲ 643		▲ 643
2. 評価・換算差額等		▲ 190,687		▲ 230,441
(1)その他有価証券評価差額金		▲ 534,396		▲ 570,011
(2)土地再評価差額金		343,709		339,570
純資産の部合計		2,876,609		2,487,505
負債及び純資産の部合計		61,362,606		59,198,139

6. 連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		738,193		312,204
(1) 信用事業収益		419,729		489,070
資金運用収益	395,730		466,383	
(うち預金利息)	(216,804)		(284,147)	
(うち有価証券利息)	(38,338)		(38,546)	
(うち貸出金利息)	(97,369)		(103,192)	
(うちその他受入利息)	(43,217)		(40,495)	
役務取引等収益	12,244		12,337	
その他事業直接収益	-		-	
その他経常収益	11,754		110,350	
(2) 信用事業費用		72,669		630,276
資金調達費用	30,221		118,974	
(うち貯金利息)	(29,557)		(118,800)	
(うち給付補てん備金繰入)	(6)		(74)	
(うち譲渡性貯金利息)	-		-	
(うち借入金利息)	-		-	
(うちその他支払利息)	(657)		(99)	
役務取引等費用	2,815		2,688	
その他事業直接費用	14,070		483,606	
その他経常費用	25,562		25,006	
(うち貸倒引当金繰入額)	-		-	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲1,473)		(▲551)	
信用事業総利益(または総損失)		347,059		▲141,205
(3) 共済事業収益		142,782		137,807
共済付加収入	132,266		126,430	
その他共済事業収益	10,516		11,377	
(4) 共済事業費用		3,797		3,472
共済推進費	2,233		1,902	
共済保全費	764		782	
その他共済事業費用	799		787	
共済事業総利益		138,985		134,335
(5) 購買事業収益		1,082,995		1,164,609
購買品供給高	1,060,663		1,139,971	
購買手数料	-		-	
その他購買事業収益	22,331		24,637	
(6) 購買事業費用		988,400		1,062,111
購買品供給原価	935,499		1,006,758	
購買品供給費	49,541		47,455	
その他購買事業費用	3,359		7,897	
購買事業総利益		94,595		102,497
(7) 販売事業収益		467,095		645,014
販売品販売高	403,951		579,034	
販売手数料	37,528		37,446	
その他販売事業収益	25,615		28,533	
(8) 販売事業費用		347,890		485,345
販売品販売原価	326,879		462,313	
販売費	17,909		17,780	
その他販売事業費用	3,101		5,251	
販売事業総利益		119,204		159,668
(9) その他事業収益		286,919		340,154
(10) その他事業費用		248,572		283,246
その他事業総利益		38,347		56,908
2. 事業管理費		676,458		702,516
(1) 人件費		472,933		483,131
(2) その他事業管理費		203,524		219,385
事業利益(または損失)		61,734		▲390,311

6. 連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
3. 事業外収益		42,230		46,373
(1) 受取雑利息	51		44	
(2) 受取出資配当金	28,517		29,314	
(3) 持分法による投資益	-		-	
(4) その他の事業外収益	13,671		17,014	
4. 事業外費用		14,492		15,268
(1) 支払雑利息	611		638	
(2) 持分法による投資損	-		-	
(3) その他の事業外費用	13,881		14,629	
経常利益(または損失)		89,472		▲ 359,206
5. 特別利益		-		-
(1) 固定資産処分益	-		-	
(2) その他の特別利益	-		-	
6. 特別損失		1,217		499
(1) 固定資産処分損	0		0	
(2) 減損損失	1,217		499	
(3) その他の特別損失	-		-	
税金等調整前当期利益(又は当期損失)		88,255		▲ 359,705
法人税住民税及び事業税		25,280		12,408
法人税等調整額		▲ 5,313		▲ 79,570
法人税等合計		19,966		▲ 67,162
当期利益(又は当期損失)		68,288		▲ 292,543
当期剰余金(又は当期損失金)		68,288		▲ 292,543

7. 連結注記表(令和7年度)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 1社

連結子会社の名称 : 有限会社 JA 谷田部アグリサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（グループ管理）	：売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品（米）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
繰越宅地（販売用不動産）	：個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	：最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残

額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	89,336,870 円
	(繰延税金負債との相殺前)	89,385,150 円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 499,000 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和×年×月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 18,753,184 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 30,479,000 円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	18,000,000 円	機械及び装置	10,489,000 円
その他の有形固定資産	1,990,000 円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,600,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 1,300,000 円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 127,319,308 円
理事及び監事に対する金銭債務の総額はありません。

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は 27,087,984 円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

貸出金のうち、三月以上延滞債権額ははありません。

貸出条件緩和債権額は 305,000 円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 27,087,984 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 222,037,257円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与している本店、農業協同組合の最大の目的である組合員の農業の生産・販売に寄与し、農業者のために事業を行う組織の基盤であり組合員による組合の事業利用を促進するものである共同利用施設等、建設当初より当組合の利益獲得による投資額の回収を想定しておらず、組合員の農業所得を増大させ、当地域の農業の維持・発展に寄与することを最大の目的とする農産物直売所は組合全体の共用資産としています。

なお、店舗統廃合により本店の一部を営業店舗としたため、本店資産グループのうち営業店舗に帰属する資産を合理的な基準により算出し、これを一般資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業店舗	その他の有形固定資産	

② 減損損失の認識に至った経緯

営業店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産は早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
499,000 円 (その他の有形固定資産 499,000 円)

④ 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。なお、算定された時価が建物等撤去見込費用を下回ることから、正味売却価額を零と評価しております。

8. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、22.0%は資産管理事業に対するものであり、当該資産管理事業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価

証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が113,045,487円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	41,638,290,465	41,509,924,656	▲128,365,809
有価証券			
満期保有目的の債券	696,807,192	677,530,000	▲19,277,192
其他有価証券	2,144,420,000	2,144,420,000	—
貸出金	8,837,631,468		
貸倒引当金(*)	▲9,399,249		
貸倒引当金控除後	8,828,232,219	8,635,910,448	▲199,321,771
資産計	53,307,749,876	52,967,785,104	▲339,964,772
貯金	55,882,237,226	55,779,790,593	▲102,446,633
負債計	55,882,237,226	55,779,790,593	▲102,446,633

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控

除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,343,231,703

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	41,338,290,465	-	-	100,000,000	200,000,000	-
有価証券						
満期保有目的のもの	100,000,000	300,000,000	-	-	-	300,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	2,900,000,000
貸出金 (*1, 2)	777,743,719	617,506,288	506,674,646	448,504,199	423,499,134	6,063,383,163
合計	42,116,034,184	917,506,288	506,674,646	548,504,199	623,499,134	9,263,383,163

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 75,958,648 円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 320,319 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	55,276,668,995	233,924,371	174,753,364	139,997,552	57,892,944	-
合計	55,276,668,995	233,924,371	174,753,364	138,997,552	57,892,944	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券 国債	696,807,192	677,530,000	▲19,277,192
	小計	696,807,192	677,530,000	▲19,277,192
合計		696,807,192	677,530,000	▲19,277,192

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券 国債	2,144,420,000	2,714,431,779	▲570,011,779
	小計	2,144,420,000	2,714,431,779	▲570,011,779
合計		2,144,420,000	2,714,431,779	▲570,011,779

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	947,138,000	—	247,683,268
受益証券	243,062,000	—	86,938,000
合計	1,190,200,000	—	334,621,268

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、148,985,363円（うち、その他有価証券の国債14,985,363円）です。

なお、時価が「著しく下落した」と判断する基準は以下のとおりです。

当事業年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損処理することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損処理することとしております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、当組合及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 (▲は前払年金費用)	▲7,200,523 円
退職給付費用	32,007,216 円
退職給付の支払額	▲2,263,200 円
確定給付型年金制度への拠出金	▲4,330,100 円
特定退職金共済制度への拠出金	▲8,713,700 円
期末における退職給付引当金 (▲は前払年金費用)	▲9,499,693 円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	364,128,000 円
確定給付型年金制度	▲165,804,271 円
特定退職金共済制度	▲188,824,036 円
退職給与引当金 (▲は前払年金費用)	9,499,693 円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	32,007,216 円
----------------	--------------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,074 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、43,103 千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息不計上	24,797 円
減価償却限度超過	14,276,433 円
役員退職慰労引当金	5,347,065 円
賞与引当金	2,610,167 円
賞与対応未払社会保険料	424,331 円
有価証券減損額	41,268,946 円
保守修繕費	141,805 円
その他有価証券評価差額金	164,883,345 円
土地減損損失	25,673,806 円
ゴルフ会員権	908,800 円
外部出資評価損	568,000 円
税務上の繰越欠損金	72,402,075 円
繰延税金資産小計	328,227,483 円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	▲9,994,228 円
将来減算一時差異等の合計に係る	
評価性引当額	▲228,848,105 円
繰延税金資産合計 (A)	89,385,150 円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当否認額	▲48,280 円
繰延税金負債合計 (B)	▲48,280 円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	89,336,870 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期は税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しています。

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,641,043円、法人税等調整額（貸方）は1,641,043円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金（借方）は167,302円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は4,139,644円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

11. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結注記表(令和6年度)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 1社
連結子会社の名称 : 有限会社 JA 谷田部アグリサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

その他有価証券

- ① 時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（グループ管理）	：売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品（米）	：総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
繰越宅地（販売用不動産）	：個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	：最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残

額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	68,631,411円
	(繰延税金負債との相殺前)	70,673,046円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和×年×月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,217,494 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和×年×月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 17,790,563 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 30,479,000 円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	18,000,000 円	機械及び装置	10,489,000 円
その他の有形固定資産	1,990,000 円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,600,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 1,300,000 円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 163,005,297 円
理事及び監事に対する金銭債務の総額はありません。

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は 41,639,293 円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。

貸出条件緩和債権額は 305,000 円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 41,944,293 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日
 ○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 229,715,991円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与している本店、農業協同組合の最大の目的である組合員の農業の生産・販売に寄与し、農業者のために事業を行う組織の基盤であり組合員による組合の事業利用を促進するものである共同利用施設等、建設当初より当組合の利益獲得による投資額の回収を想定しておらず、組合員の農業所得を増大させ、当地域の農業の維持・発展に寄与することを最大の目的とする農産物直売所は組合全体の共用資産としています。

なお、店舗統廃合により本店の一部を営業店舗としたため、本店資産グループのうち営業店舗に帰属する資産を合理的な基準により算出し、これを一般資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業店舗	その他の有形固定資産	
つくば市手代木 1929	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

営業店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産は早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

1,217,494円（土地 1,209,917円）
 （その他の有形固定資産 7,577円）

④ 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。なお、算定された時価が建物等撤去見込費用を下回ることから、正味売却価額を零と評価しております。

8. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、23.1%は資産管理事業に対するものであり、当該資産管理事業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクへ

ッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が136,000,825円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	42,681,452,894	4,258,522,146	▲99,930,748
有価証券			
満期保有目的の債券	198,449,213	196,950,000	▲1,499,213
その他有価証券	3,792,828,189	3,792,828,189	—
貸出金	9,366,044,846		
貸倒引当金(*)	▲9,951,027		
貸倒引当金控除後	9,356,093,819	9,368,618,925	12,525,106
資産計	56,028,824,115	55,742,969,260	▲88,904,855
貯金	57,767,432,922	57,623,993,653	▲143,439,269
負債計	57,767,432,922	57,623,993,653	▲143,439,269

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,343,231,703

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	42,581,452,891	-	-	-	100,000,000	-
有価証券						
満期保有目的のもの	-	100,000,000	-	-	-	100,000,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	330,000,000	4,100,000,000
貸出金 (*1, 2)	817,488,120	599,246,536	612,333,834	5,024,419,624	444,402,049	6,380,346,560
合計	43,398,941,011	699,246,536	612,333,834	5,024,419,624	874,402,049	10,580,346,560

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 82,750,964 円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 9,808,123 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	54,522,894,438	184,191,540	195,260,932	2,705,267,863	159,818,149	0
合計	54,522,894,438	184,191,540	195,260,932	2,705,267,863	159,818,149	0

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券 国債	189,449,213	196,950,000	▲1,499,213
	小計	189,449,213	196,950,000	▲1,499,213
	合計	189,449,213	196,950,000	▲1,499,213

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券 国債	3,537,021,189	4,056,089,391	▲519,068,202
	受益証券	255,807,000	330,000,000	▲74,193,000
	小計	3,792,828,189	4,386,089,391	▲593,261,202
合計		3,792,828,189	4,386,089,391	▲593,261,202

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
受益証券	55,930,000	—	14,070,000
合計	55,930,000	—	14,070,000

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、当組合及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（▲は前払年金費用）	▲16,775,337 円
退職給付費用	24,938,042 円
退職給付の支払額	▲ 2,18,0798 円
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 4,339,230 円
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 8,843,200 円
期末における退職給付引当金（▲は前払年金費用）	▲ 7,200,523 円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	333,617,000 円
確定給付型年金制度	▲ 160,256,861 円
特定退職金共済制度	▲ 180,560,662 円
退職給与引当金（▲は前払年金費用）	

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	24,938,042 円
----------------	--------------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,873 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、46,377 千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,296,939 円
未収利息不計上	43,359 円
減価償却限度超過	14,480,073 円
役員退職慰労引当金	5,281,698 円
賞与引当金	2,514,413 円
賞与対応未払社会保険料	409,973 円
保守修繕費	151,334 円
その他有価証券評価差額金	164,333,682 円
土地減損損失	25,041,001 円
ゴルフ会員権	886,400 円
外部出資評価損	554,000 円
繰延税金資産小計	214,994,869 円
評価性引当額	▲144,321,823 円
繰延税金資産合計 (A)	70,673,046 円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当否認額	▲47,090 円
前払年金費用	▲1,994,545 円
繰延税金負債合計 (B)	▲2,041,635 円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	68,631,411 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.0%
事業分量配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.0%
住民税均等割額	2.9%
評価性引当額の増減	▲2.1%
過年度法人税等	1.7%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高		
資本準備金の積立による増加	-	-
3. 資本剰余金減少高		
資本準備金の取崩による減少	-	-
4. 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	1,592,207	1,636,594
2. 利益剰余金増加高	68,288	-
当期剰余金	68,288	
土地再評価差額金の取崩による増加	-	
持分比率変更による増加	-	
3. 連結剰余金減少額	23,966	315,642
当期損失金	-	292,543
支払配当金	23,966	23,099
役員賞与金	-	-
土地再評価差額金の取崩による減少	-	-
持分比率変更による減少	-	-
4. 連結剰余金期末残高	1,636,530	1,320,951

9. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

10. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:千円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信用事業	事業収益	395,730	489,070
	経常利益	345,051	▲141,205
	資産の額	56,464,150	53,920,871
共済事業	事業収益	142,782	137,807
	経常利益	138,985	134,335
	資産の額	1,864	2,726
農業関連事業	事業収益	936,699	1,280,090
	経常利益	122,528	158,306
	資産の額	402,760	538,889
その他事業	事業収益	900,311	613,369
	経常利益	129,618	65,697
	資産の額	271,737	518,693
計	事業収益	2,399,523	2,776,656
	経常利益	89,472	▲359,206
	資産の額	61,362,606	59,198,139

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、14.56%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	つくば市谷田部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,413,352千円（前年度 1,436,947千円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,043,695	2,670,496
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,436,304	1,413,352
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,636,530	1,286,845
うち、外部流出予定額(△)	23,601	13,987
うち、上記以外に該当するものの額	▲5,538	15,714
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,557	2,095
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,557	2,095
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	3,069,090	2,672,591
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	412	318
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	412	318
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	5,206	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,617	318
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	3,063,472	2,672,272
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,695,049	17,855,282
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,672	491,164
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	17,712,721	18,346,451
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（ハ）／（二）	17.30	14.56

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	196,262	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	4,593,699	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	319,158	-	-
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	42,904,381	8,580,876	343,235
法人等向け	146,255	110,236	4,409
中小企業等向け及び 個人向け	74,823	22,509	900
抵当権付住宅ローン	2,426,826	495,078	19,803
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
取立未済手形	7,339	1,468	59
信用保証協会等保証付	5,372,574	532,421	21,297
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	157,742	157,742	6,310
(うち出資等のエクスポ ージャー)	157,742	157,742	6,310
(うち重要な出資のエク スポージャー)	-	-	-
上記以外	4,911,584	7,778,751	311,150
(うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農 業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエク スポージャー)	-	-	-
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポ ージャー)	4,911,584	7,778,751	311,150
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかった ものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	61,137,628	17,695,049	707,802
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポ ージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	61,137,628	17,695,049	707,802
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		17,672	707
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		17,712,721	708,509

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	260,606	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,569,076	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	228,030	-	-
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け	41,900,080	8,380,016	335,200
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向 けを含む。)	50	50	2
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	610,992	205,537	8,221
（うちトランザクター向け）	2,087	939	37
不動産関連向け	2,814,921	774,537	30,981
（うち自己居住用不動産等 向け）	2,315,165	478,428	19,137
（うち賃貸用不動産向け）	499,756	296,108	11,844
（うち事業用不動産関連向 け）	-	-	-
（うちその他不動産関連向 け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証 券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動 産関連向けを除く。)	19,302	6,716	268
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	12,386	2,477	99
信用保証協会等による保証付	5,195,162	513,827	20,533
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-
株式等	157,641	157,641	6,305
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	4,611,322	7,814,482	312,579
（うち重要な出資のエク スポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	2,135,440	5,338,600	213,534
（うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー）	-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,475,882	2,475,882	99,035
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	59,379,584	17,855,287	714,211
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	59,379,584	17,855,287	714,211
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	491,164	所要自己資本額 b=a×4% 19,646
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	18,346,451	所要自己資本額 b=a×4% 733,858

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	491,164
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,646
BI	327,442
BIC	39,293

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 9)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,768	2,556	—	3,768	2,556	2,556	2,095	—	2,556	2,095
個別貸倒引当金	19,337	15,233	—	19,337	15,233	15,233	16,657	—	15,233	16,657

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657
	業種別計	19,337	15,233	—	19,337	15,233	—	15,233	16,657	—	15,233	16,657

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内	59,525,075	9,739,738	4,263,699	-	-	59,379,574	8,850,919	3,569,076	-	19,302
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	59,525,075	9,739,738	4,263,699	-	-	59,379,574	8,850,919	3,569,076	-	19,302
法人	農業	55,544	5,294	-	-	1,617	1,617	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	130,660	130,660	-	-	124,506	124,506	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	45,377,060	-	-	-	44,047,907	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	119,756	119,756	-	-	105,399	105,399	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,582,796	319,097	4,263,699	-	3,797,026	227,949	3,569,076	-	-
	上記以外	157,642	-	-	-	157,641	-	-	-	-
個人	8,815,513	8,807,717	-	-	8,400,720	8,391,396	-	-	11,167	
その他	286,103	-	-	-	2,744,754	50	-	-	-	
業種別残高計	59,525,074	9,382,524	4,263,699	-	-	59,379,574	8,850,919	3,569,076	-	11,167
1年以下	42,729,816	131,308	-	-	41,616,360	120,672	100,100	-	-	
1年超3年以下	274,299	174,199	100,100	-	676,900	376,519	300,380	-	-	
3年超5年以下	914,608	484,518	-	-	531,127	229,260	-	-	-	
5年超7年以下	172,610	172,610	-	-	211,458	211,458	-	-	-	
7年超10年以下	664,310	465,480	198,831	-	624,967	327,377	297,589	-	-	
10年超	11,806,795	7,842,027	3,964,768	-	10,385,821	7,514,815	2,871,005	-	-	
期限の定めのないもの	2,962,636	112,383	-	-	5,332,939	70,815	-	-	-	
残存期間別残高計	59,525,075	9,382,524	4,263,699	-	59,379,574	8,850,919	3,569,076	-	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー

令和7年度

(単位:千円)

信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,569,076	-	-	-	-	0	3,569,076							
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-							
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	228,030	-	-	-	-	-	0	228,030						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	41,900,080	-	-	-	-	-	-	0	41,900,080					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	50	-	-	0	50				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
株式等	-	-	-	-	157,641	-	-	-	0	157,641				
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け(うちトランザクター向け)	2,087	1,664	6,220	566,970	576,941									
	2,087	-	-	-	2,087									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	185,985	-	-	-	102,372	-	-	-	-	-	-	-	2,026,576	2,314,933
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	493,514	-	-	-	-	-	0	493,514	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-							
	60%			その他			合計							
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	-			-			-							
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け(うちADC向け)	-	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	6,469	141	24	6,634									
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-									
エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	260,606	-	-	-	0	260,606								
取立未済手形	-	-	12,386	-	0	12,386								
信用保証協会等による保証付	0	5,137,333	-	-	936	5,138,269								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-								
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-								

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス 案 ク 後 削 減 高 効 果	リスク・ウエイト0%	-	5,232,580	5,232,580
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	5,325,425	5,325,425
	リスク・ウエイト20%	-	45,679,270	45,679,270
	リスク・ウエイト35%	-	87,670	87,670
	リスク・ウエイト50%	-	11,053	11,053
	リスク・ウエイト75%	-	25,229	25,229
	リスク・ウエイト100%	-	1,067,842	1,067,842
	リスク・ウエイト150%	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	2,135,340	2,135,340
	その他	-	-	-
	リスク・ウエイト1250%	-	-	-
	計	-	59,564,412	59,564,412

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化 エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	53,937,540	-	-	53,850,521
40%～70%	499,756	20,870	10%	495,601
75%	988	6,764	10%	1,664
80%	-	-	-	-
85%	139,470	-	-	139,470
90%～100%	12,771	1,344	10%	12,739
105%～130%	-	-	-	-
150%	141	-	-	141
250%	157,641	-	-	157,641
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	101	2,852	10%	386
合計	54,748,411	31,831	10%	54,658,167

(注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 9)をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	36,019	391,007	-
中小企業等向け及び個 人向け	-	29,322	-
抵当権付住宅ローン	-	2,321,967	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	416,259	-
合計	36,019	2,767,549	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:千円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び	-	-	-
保険会社向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	36,019	391,007	-
中堅中小企業等向け及 び個人向け	-	2,211,989	-
自己居住用不動産等 向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け(自己居住 用不動産等向けを除 く。)	-	-	-
自己居住用不動産等 向けエクスポージャー に係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	36,019	2,602,996	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項**

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 9)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 9)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,293,081	2,293,081	2,293,081	2,293,081
合計	2,293,081	2,293,081	2,293,081	2,293,081

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	-	-	-	-	-	-

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項**

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p. 90)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位:千円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	331,232	618,822	55,535	80,453
2	下方平行シフト	-	-	-	-
3	スティープ化	353,543	512,003		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	11,034		
6	短期金利低下	44,196	61,890		
7	最大値	353,543	618,822	55,535	80,453
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,672,272		3,063,472	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第204条関係)>

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	20
○理事及び監事の氏名及び役職名	21
○会計監査人の名称	22
○事務所の名称及び所在地	22
○特定信用事業代理業者に関する事項	22
2. 主要な業務の内容	16
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	5
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	51
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	51
・経常利益又は経常損失	51
・当期剰余金又は当期損失金	51
・出資金及び出資口数	51
・純資産額	51
・総資産額	51
・貯金等残高	51
・貸出金残高	51
・有価証券残高	51
・単体自己資本比率	51
・剰余金の配当の金額	51
・職員数	51
○直近の2事業年度における事業の概況	
<主要な業務の指標>	
・事業粗収益及び事業粗利益率	52
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	52
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利 ざや	54
・受取利息及び支払利息の増減	54
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	55
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	55
<貯金に関する指標>	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	57
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金 の残高	57
<貸出金等に関する指標>	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	58
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	58
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	59
・用途別の貸出金残高	60
・主要な農業関係の貸出実績	61
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	60
・貯貸率の期末値及び期中平均値	55
<有価証券に関する指標>	
・商品有価証券の種類別の平均残高	64
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	65
・有価証券の種類別の平均残高	64
・貯証率の期末値及び期中平均値	55

開示基準項目	掲載ページ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	9
○法令遵守の体制	9
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	9
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合＞	
・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	9
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	24,26,48
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	62
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	62
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	14
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	14
・信用リスクに関する事項	74
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	82
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	85
・証券化エクスポージャーに関する事項	85
・CVAリスクに関する事項	86
・マーケット・リスクに関する事項	86
・オペレーショナル・リスクに関する事項	9
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続	87
・金利リスクに関する事項	90
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	68
・自己資本の充実度に関する事項	70
・信用リスクに関する事項	74
・信用リスク削減手法に関する事項	82
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
・証券化エクスポージャーに関する事項	85
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	87
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	89
・金利リスクに関する事項	90
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	66
・金銭の信託	66
・デリバティブ取引	66
・金融等デリバティブ取引	66
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	66
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	56
○貸出金償却の額	56
○会計監査人の監査	22

【連結情報(組合及び子会社等)】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第205条関係)>

開示基準項目	掲載ページ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	94
○組合の子会社等に関する事項	94
・名称	94
・主たる営業所又は事務所の所在地	94
・資本金又は出資金	94
・事業の内容	94
・設立年月日	94
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	94
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	94
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	95
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	95
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	95
・経常利益又は経常損失	95
・当期利益又は当期損失	95
・純資産額	95
・総資産額	95
・連結自己資本比率	95
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	96,98,129
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	129
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	94
・自己資本調達手段の概要	131
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	131
・信用リスクに関する事項	138
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	147
・証券化エクスポージャーに関する事項	147
・CVAリスクに関する事項	148
・マーケット・リスクに関する事項	148
・オペレーショナル・リスクに関する事項	148
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続	149
・金利リスクに関する事項	151
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	132
・自己資本の充実度に関する事項	134
・信用リスクに関する事項	138~143
・信用リスク削減手法に関する事項	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	147
・証券化エクスポージャーに関する事項	147
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	149
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	150
・金利リスクに関する事項	151
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	130